

2002年8月3日

淀川水系流域委員会 水需要管理WG 殿

論議ご苦労様です。7月30日の委員会での御報告を聞き、またそのとき配付された第1回・第2回の結果概要を読み、意見ないし感想をいくつか、順不同で取り敢えず申し述べます。抽象的なことが多いのですが、何らかの御参考になれば幸いです。

とにかく、暑さのもとでは何も考えられない病気の身とて、傍聴させて頂くことを念願しながら果たせず、申しわけありません。またここに書いているものも、いくら涼しいところでは言いながら、とにかく夏のさなかのことですから、常にも増して愚鈍極まりない内容であること、どうかお許し下さい。

なおこの手紙は、取り敢えず貴WGに対して提出するものであり、委員会全体に対して公開で提出するかたちは、現段階では取りません。私としてはどちらでも宜しいので、貴WG限りとなさるか、それとも委員会に対する「委員からの意見」として取り扱われるかについては、今本さんに一任させていただきます。

1) 水需要の主体を、仮に人間に限定したとしても、その需要は狭い意味における生活・経済活動のための短期的なものだけではなく、将来にわたる人間生活、それも広義の文化を含めたものであることは、少なくともここ10年のあいだに、広く認識されはじめてきているところです。しかしそれは、まだ充分ではありません。淀川水系の他の問題の場合と同じく、水需要問題においても、少なくとも致命的・非可逆的なことに関しては永遠の未来を見据え、それ以外のことについてもかなり長期的な見通しに立って、現時点で抜本的に考えることが、現段階では特に必要です。

2) 狭い意味における生活・経済活動のための需要を中心に考える場合においてすら、「必要なだけ確保する」考えから、「必要な量その物を考え直し、需要そのものを減少させる」考えへ、転換しなければなりません。従って本来から言えば、例えば「環境維持に必要な水量を先ず決め、それ以外は人間が限界まで利用する」と言う順序の考えかた自体が、本末転倒であることは明白です。

3) 水需要を、例えば福岡市・那覇市、あるいは離島、さらには日本列島以外の常渇水地帯における値にまで抑制するとどうなるかも、必要な検討事項だと考えます。

4) しかしながら残念なことに、日本国の従来法律や取り決めは、真に総合的な基盤に立っていないので、それが変更されるまでの間すなわち当分の間は、従来「河川維持流量」の考えを大幅に拡張することによって、「河川環境維持流量」のようなものを、一定の量ではなく変動するものとして、先に設定することも止むを得ないでしょう。

5) そのときの問題点として、可能性をすべて考えたにしても、自然界のすべてを理解・予測することの不可能な人間の身としては、それはつねに実際よりも狭い範囲、低い程度に限られざるを得ません。「危険性の判然としないものは安全」との考えが破綻し、「安全と確認されないものは危険」との考えのもとに進めなかったために、オゾン層消失・複合汚染・外来性内分泌攪乱物質など、数多くの非可逆的大問題を生じてしまっている状況は、枚挙にいとまがないほどであること、今さら申すまでもないほどです。すなわち、現在の学問によって可能性をすべて考えた「河川環境維持流量」は、その最低限の数値を示すものであり、従って生活・経済活動のための需要量は、それ以外の全体ではなく、それよりも遥かに小さい値でなければなりません。

6) 水需要とは、「どのような質のものであっても、量さえ確保されれば」と言ったものでないこと、言うまでもありません。また、需要を制限すればするほど、他のことを考慮しなければ、良質の水の得られる関係にあることが、重要な点です。例えば、「取水はすべて、自分が排出する水のすぐ下流側から行なう」ことにすれば、質的・量的ともに水需要は大幅に変化することに、疑いはありません。このような一見ドラステックなことも、十分に検討する必要があります。

7) 水の循環利用は、工業等の一部においてかなり熱心に行われているようです。一般の水需要についても、経済的制約を講じることなども含めて、需要抑制を促すべきです。

8) 慣行水利権にはさまざまなものがあるでしょうが、農林業に関係するものについてのそれが、少なくとも森林法の改正や、食糧・農村・農業基本法の制定を反映していません。例えば後者においては、「国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行なわれることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）については、国民生活及び国民経済の安定に果す役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない」、「農業については、その有する食料その他の農産物の供給及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依拠し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。）が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない」とあり、「多面的機能」「自然循環機能」なる用語はそれ以後にも頻繁に使われています。慣行水利権を見直す根拠は、これだけからでも明らかです。

9) 農業需要の点で言えば、構造改善の名のもとに行われたさまざまな事業によって、例えば直列的に何度も使われてきた水を、並列的に一度だけしか使わないようにしたことが、重大な問題を呼んだとも聞き及んでいます。これらの根本的見直しを進めるべく、提言すべきでししょう。

10) 水需要は、当然ながら瀬田川以下の下流にだけあるのではなく、琵琶湖とその上流にもあります。その中で特異的なのは、琵琶湖の水をその周囲で使用することでしょう。逆水灌漑もその例

ですが、高水時における自然灌漑（?!）もありました。さらに、琵琶湖自身のもつ漁業などのための水需要も、農業や工業などと同様に、忘れてはなりません。

11)「河川環境維持流量」と同様に、「琵琶湖環境維持水量」もまた重要です。さらに、川の場合と同様にそれは、最低の「一定水量」などと言うものではなく、その水位変化や流れの速さの問題などを含めた、自然の持つ変化とそこで進化してきた生きものの性質に配慮し、それを活かすことのできるものでなければなりません。

12)特定河川についての永年に亘る流量資料を検討したことはないのですが、京都府北端の宇川における1955年以来の経験や、沖縄本島におけるアメリカ民政府当時からの断片的な経験から見ても、少なくともアユの棲息最盛期における平水流量は、1960年代前半までとその後とここ10年あまりとの3期では、大きく減少しているように見えます。「河川環境維持流量」を充分に見積もっておくことは、水需要を満たそうと思えば水源涵養が必須であることを明確にし、従来のそれと現在のそれとを虚心に見比べて学び、それを進めることにもつながる筈です。先に4項では「河川環境維持流量」を、現段階では止むを得ないものとしましたが、一概にそうともいえず、積極的な意味を持つとの理解に、いささか傾きはじめてもいます。

13)いずれ、「変動する河川環境維持流量」のもう少し具体的なありかたについて、意見を書き連ねる機会が生じるかもしれません。どうか宜しく願い申し上げます。

意に満ちませんが、取り敢えず以上をお送り致します。

川那部 浩哉 再拝

追伸：

三菱総研を通じて、貴WGに宗宮さんを推薦させて頂きました。御当人には内々の御了承を頂いております。水質関係のWGが今後出来ればまた別かも知れませんが、委員会全体については水需要の中でお考え頂くことのほうが良いのではないかと、愚考しております。

もっともこの場合は、部会からの推薦ではありませんので、採否は芦田さんと今本さんの御判断に委ねます。宜しく願い申し上げます。

また、貴WG所属の寺川さんを、ダムWGにも所属して貰うように、琵琶湖部会として推薦しました。寺川さんは双方のWGに所属されますが、どうぞ宜しく願い致します。

なお琵琶湖の下層域の水質問題については、8日の琵琶湖部会で中村さんが話題提供し、宗宮さんを含めて議論に入りたいと考えております。